

これからどうする？ 米づくり！ 生産調整を拡大しましょう！

地域水田農業活性化緊急対策とふくしま水田農業改革実践プログラム



地域水田農業活性化緊急対策 取り組みましょう！

略して「緊急対策」に

地域水田農業活性化緊急対策とは

生産調整（転作）面積を平成19年と比べて**拡大した面積**に応じて**一時金**が交付される仕組みです。
ただし、**今回限り**の交付です。

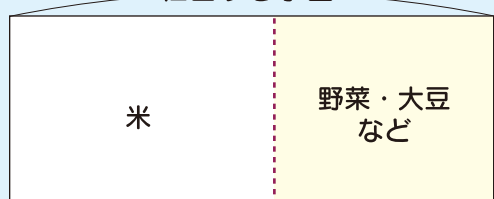
生産調整は中途半端にやっては、過剰作付の解消につながらず、米価の安定への効果が限定されてしまいます。

所得を確保し、経営を安定・発展させるためには、平成19年に**生産調整未達成**の方がこの対策に参加していただくことが非常に重要です。5年後、10年後を見ずえて、今こそ生産調整に取り組みましょう！

〔平成19年の取組み〕

生産調整達成者

経営する水田



▲生産確定数量（面積）

一時金の対象になるには

経営する水田



▲生産確定数量（面積）

生産調整が拡大した面積に応じて

①麦・大豆・飼料作物（米・稲以外）
などの取組み **5万円/10a**

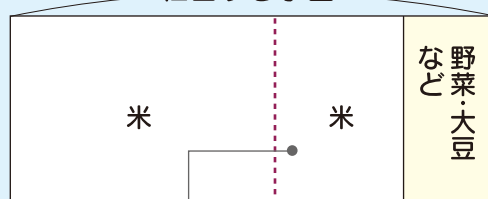
②非主食用米の低コスト
生産技術の取組み **5万円/10a**

が交付されます

〔平成20年の取組み〕

生産調整未達成者

経営する水田

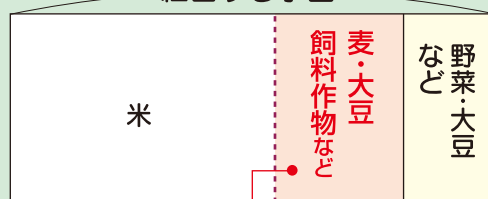


▲生産確定数量（面積）

過剰作付

一時金の対象になるには

経営する水田



▲生産確定数量（面積）

生産調整が拡大した面積に応じて

①麦・大豆・飼料作物（米・稲以外）
などの取組み **3万円/10a**

②非主食用米の低コスト
生産技術の取組み **5万円/10a**

が交付されます

一時金は**3月末までに**地域協議会から交付されます！

お申し込み・お問い合わせは各地域水田農業推進協議会（JA・市町村）へ

申し込み締め切り ▶▶▶ 平成20年**2月22日（金）**

～緊急対策の一時金が受け取れるのは、次のいずれかの取組みを実施した場合です～

①麦・大豆・飼料作物（米・稲以外）などの取組み

- 地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という）と、
長期生産調整実施契約を締結します。
- 契約で合意した面積で、
麦・大豆・飼料作物（米・稲以外）又は
地域協議会が指定する作物（園芸作物・ソバなど）
の作付けや、地域協議会が指定する取組み（調整水田・保全管理など）を、
平成20年から5年間行います。
- 契約期間中は、
生産調整を達成すること、
今回契約した面積を生産調整（転作）することが必要です。
これらを満たせない場合は、**一時金を返還**することになります。

②非主食用米の低コスト生産技術の取組み

- 地域協議会と、
非主食用米低コスト生産技術確立試験契約を締結します。
- 契約で合意した面積で、ホールクroppサイレーシユ用稲、飼料用稲、わら専用稲などの
非主食用米（加工用米は除く）を作付けし、
多収品種の栽培、直播栽培などの低コスト生産技術を確立するための試験を、
平成20年から3年間行い、
その試験結果を地域協議会に**毎年報告**します。
- 契約期間中は、
生産調整を達成すること、
今回契約した面積を生産調整（転作）することが必要です。
これらを満たせない場合は、**一時金を返還**することになります。

地域水田農業活性化緊急対策のQ&A

Q1 契約の内容を教えてください

A1

<長期生産調整実施契約の様式>

長期生産調整実施契約

A（農業者）と、B地域水田農業推進協議会は、下記のとおり合意します。

記

- 1 A（農業者）は、自らが経営する水田のうちB地域協議会と合意した面積に、麦・大豆・飼料作物又はB地域協議会の指定する作物（そば、ナタネ等）の作付けを5年間行います。
- 2 B協議会は、本契約の締結に伴う「踏切料」として、A（農業者）の下記表②の面積について、A（農業者）に対し、緊急一時金として10a当たり〇万円（19年産生産調整実施者：5万円、19年産生産調整非実施者：3万円）を支払います。
- 3 A（農業者）は、偽りその他不正の手段によってこの契約を締結した場合又はこの契約に違反した場合（A（農業者）の責めに帰さない場合を除く。）には、支払いを受けた緊急一時金をB協議会に返還します。

生産調整拡大面積	①のうち、本取組を行う面積	単価	交付額
(a)	(a)	(万円/10a)	(万円)
①	②	③	(②/10)×③

<非主食用米低コスト生産技術確立試験契約の様式>

非主食用米低コスト生産技術確立試験契約

A（農業者）と、B地域水田農業協議会は、下記のとおり合意します。

記

- 1 A（農業者）は、自らが経営する水田の一部を活用して、別添の非主食用米低コスト生産技術確立試験を3年間行い、その結果（試験ほ場の場所、用途、生産数量、用いた低コスト技術、効果等）を、B協議会に報告します。
- 2 B協議会は、本契約の締結に伴う「踏切料」として、A（農業者）が行う上記1の対象となる面積について、A（農業者）に対し、緊急一時金として10a当たり5万円を支払います。
- 3 A（農業者）は、偽りその他不正の手段によってこの契約を締結した場合又はこの契約に違反した場合（A（農業者）の責めに帰さない場合を除く。）には、支払いを受けた緊急一時金をB協議会に返還します。

生産調整拡大面積	①のうち、本取組を行う面積	単価	交付額
(a)	(a)	(万円/10a)	(万円)
①	②	③	(②/10)×③

注：契約の様式は今後変更となる可能性があります

Q2 一時金は毎年もらえるの？

A2 緊急対策は今回限りの対策で、一時金を平成20年3月末に一度受け取るだけです。
ただし、集荷円滑化対策に加入し、地域協議会が設定する要件を満たせば、産地づくり交付金などの生産調整のメリットを受けることができます。

Q3 5年間同じ作物、同じほ場、同じ面積で生産調整(転作)しないといけないの？

A3 転作する作物やほ場は、毎年変えてもかまいません。
5年間は、合意した面積をすべて毎年転作する必要があります。

Q4 ブロックローテーションなど地域全体で生産調整(転作)に取り組んでいる場合は、対象になるの？

A4 ブロックローテーションなどに参加している農業者全体で、転作が拡大していれば、緊急対策の対象になります。
このような場合には、農業者グループなどの代表者が契約を行い、一時金を受け取ります。
(グループ内の一時金の配分はグループ内で決めることができます。)

Q5 一時金をもらった後、契約期間中に農地を貸した場合や病気などで営農ができなくなった場合はどうなるの？

A5 契約期間中に農地を貸したり、譲ったりした場合は、新たに経営を請け負う方に、今回の契約を守ってもらう必要があります。

Q6 「非主食用米」って何？「加工用米」でもいいの？

A6 「非主食用米」はホールクroppサイレージ用稲、飼料用稲、飼料用青刈り稲、わら専用稲などの飼料用の他、パンやうどんなどの米粉用、輸出用などが含まれます。
「加工用米」は含まれません。

Q7 「非主食用米低コスト生産技術確立試験」って何をするの？

A7 栽培管理の記録などを行い、その結果と試験を実施したほ場、数量、販売先などを記載した報告書を地域協議会に提出していただきます。
低コスト生産技術や確立試験の内容については、農業者の皆さんが提案(計画)できます。
詳細は地域協議会にご相談ください。

Q8 契約に違反すると一時金を返還って書いてあるけど、どんな場合に違反になるの？

A8 契約期間内に、契約で合意した面積を生産調整(転作)しなかった場合や生産調整未達成となった場合などには返還していただきます。
ただし、自然災害などによって生産調整が実施できなかった場合は、返還の必要はありません。

お申し込み・お問い合わせは各地域水田農業推進協議会(JA・市町村)へ

申し込み締め切り ▶▶▶ 平成20年2月22日(金)

ふくしま水田農業改革実践プログラム

ふくしま水田農業改革実践プログラムとは

福島県水田農業改革推進本部では、地域水田農業ビジョンの実現を通じた水田農業の再構築を目指すため、「ふくしま水田農業改革実践プログラム」を平成19年12月に策定しました。

平成16～19年度：水田農業改革アクションプログラム

4年間の成果：環境にやさしい米づくりや集落営農の進展 など

残された課題：米に偏重した生産構造からの脱却や担い手の育成確保、米の計画的な生産 など

4年間の成果を
さらに発展させるため

残された課題を
解決するため

消費者

米、大豆、野菜などの
安全・安心な食料の
安定的供給への期待

畜産農業者

自給飼料の
生産拡大への期待

国際情勢

バイオエタノール需要
の急増などによる
穀物需給の情勢

現状を反映して
改革を進めるため



平成20～22年度：ふくしま水田農業改革実践プログラム

<実践プログラムの目指す「福島県の水田農業の方向」>

収益性の高い農業経営の実現



活力ある生産構造の実現

<目指す「福島県の水田農業の方向」の実現に向けて講じる戦略>

アプローチ1

特色を生かした多様な米づくり

【実行方策】(1) 生産調整の強力な推進
(2) 環境と共生する稲作と信頼される米づくり など

アプローチ2

大豆、そば、麦、飼料作物の生産振興

【実行方策】(1) 団地化や新技術の導入による生産拡大・本作化と品質向上
(2) 集落営農組織や請負組織を生かした生産システムの構築 など

アプローチ3

水田を活用した園芸作物の生産拡大

【実行方策】(1) 地域水田農業ビジョンに位置づけられた園芸作物の導入・拡大
(2) 園芸特産産地強化プログラム等と連携した地域振興作物の拡大 など

アプローチ4

意欲ある水田農業担い手の確保

【実行方策】(1) 地域水田農業ビジョンに位置づけられた担い手の認定農業者への誘導
(2) 生産基盤の整備と農地利用集積による担い手の規模拡大の促進 など



農業者の皆さんへ

福島県水田農業改革推進本部では、「ふくしま水田農業改革実践プログラム」を策定し、「収益性の高い農業経営の実現」、「活力ある生産構造の実現」に向けた取組みを関係機関・団体が一体となって支援してまいりますので、農業者の皆さんの積極的な取組みをお願いします。

このパンフレットに
関する問い合わせは

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務局(福島県水田畑作グループ)
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 TEL.024-521-7369 FAX.024-521-7942